

15. 鋼船規則 D 編における改正点の解説 (排ガス浄化装置の排水系統における管装置腐食)

1. はじめに

2024 年 6 月 27 日付一部改正により改正されている鋼船規則 D 編中、排ガス浄化装置の排水系統における管装置腐食に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2024 年 7 月 1 日以降に承認申込みのあった排ガス浄化装置、又は 2024 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に搭載される排ガス浄化装置に適用（ただし、船舶の所有者からの申し出により先取りで適用可）されている。

2. 改正の背景

IACS 統一規則 M81 には、排ガス浄化装置(EGCS)に使用する化学薬品の貯蔵やその取扱いに関する具体的な要件が規定されており、本会は、当該要件を既に関連規則に取り入れている。

昨今、当該装置で使用された洗浄水の影響により、船外排水系統に取り付けられるディスタンスピース等の管装置が腐食し、機関室内に海水が漏洩する事例が発生している。本会は、本件に関し早急に対応を図るべく損傷調査等を行い、損傷を未然に防ぐための規則要件を既に規定しているが、IACS においても排水系統における具体的な管装置の耐食要件等を検討し、IACS 統一規則 M81(Rev.1)を 2023 年 7 月に採択した。

このため、IACS 統一規則 M81(Rev.1)に基づき関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

- (1) UR M81(Rev.1) 2.10 をもとに、鋼船規則 D 編 22.2.2-2.において、化学処理液貯蔵タンク等の化学処理液を取扱う機器の下に設置されるドレン受けの材料が当該タンクと同様に融点が 925℃を超える鋼又はこれと同等の材料とする旨追記した。
- (2) UR M81(Rev.1) 3.1 及び 3.2 をもとに、鋼船規則 D 編 22.3.1-5.において、排ガス浄化装置で使用された洗浄水の船外排出管の具体的な配置を明記した。
- (3) UR M81(Rev.1) 3.5 をもとに、鋼船規則 D 編 22.4.1-17.において、洗浄水の管装置に取り付けられるディスタンスピースの管厚の要件を下記のとおり規定した。
 - i) ディスタンスピース全体が耐食鋼材の場合は管厚 12 mm 以上
 - ii) ディスタンスピース内面に防食コーティングが施される又は、耐食性材料を使用したスリーブが取り付けられる場合は 15 mm 以上
 - iii) 上記 i)及び ii)に示す管厚が配管規格上存在しない場合は、可能な限り規格上一番厳しい要件である配管スケジュール 160 を満たす管厚